

民生委員・児童委員活動に関する 追加調査結果について

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

1 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた調査

(都道府県 未回答2県あり)

◆現役公務員（※）で民生委員・児童委員がいる都道府県 39 / 45

※会計年度職員、再任用職員含む

うち、常勤職員で民生委員・児童委員がいる都道府県 12 / 45

◆職員の民生委員活動のための休暇制度のある都道府県 10 / 45

うち、 ボランティア休暇（5日） 6 / 10

職務専念義務免除 3 / 10

その他 2 / 10

民生委員活動のための休暇を複数設けている都道府県1か所を含む

◆欠員地区をカバーしている委員の活動費を支給している都道府県 12 / 45

※県は定数×単価で市町村に支給し、欠員地区をカバーする民生委員に対しての上乗せやその額の扱いは、市町村によって異なるケースも多い。

2 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた調査（県内市町村）

- ◆現役公務員（※）で民生委員・児童委員がいる市町村 24 / 63
 ※会計年度職員、再任用職員含む
 うち、常勤職員で民生委員・児童委員がいる市町村 4 / 24

- ◆職員の民生委員活動のための休暇制度のある市町村 3 / 63
 うち、 ボランティア休暇（5日） 1 / 3
 職務専念義務免除 2 / 3

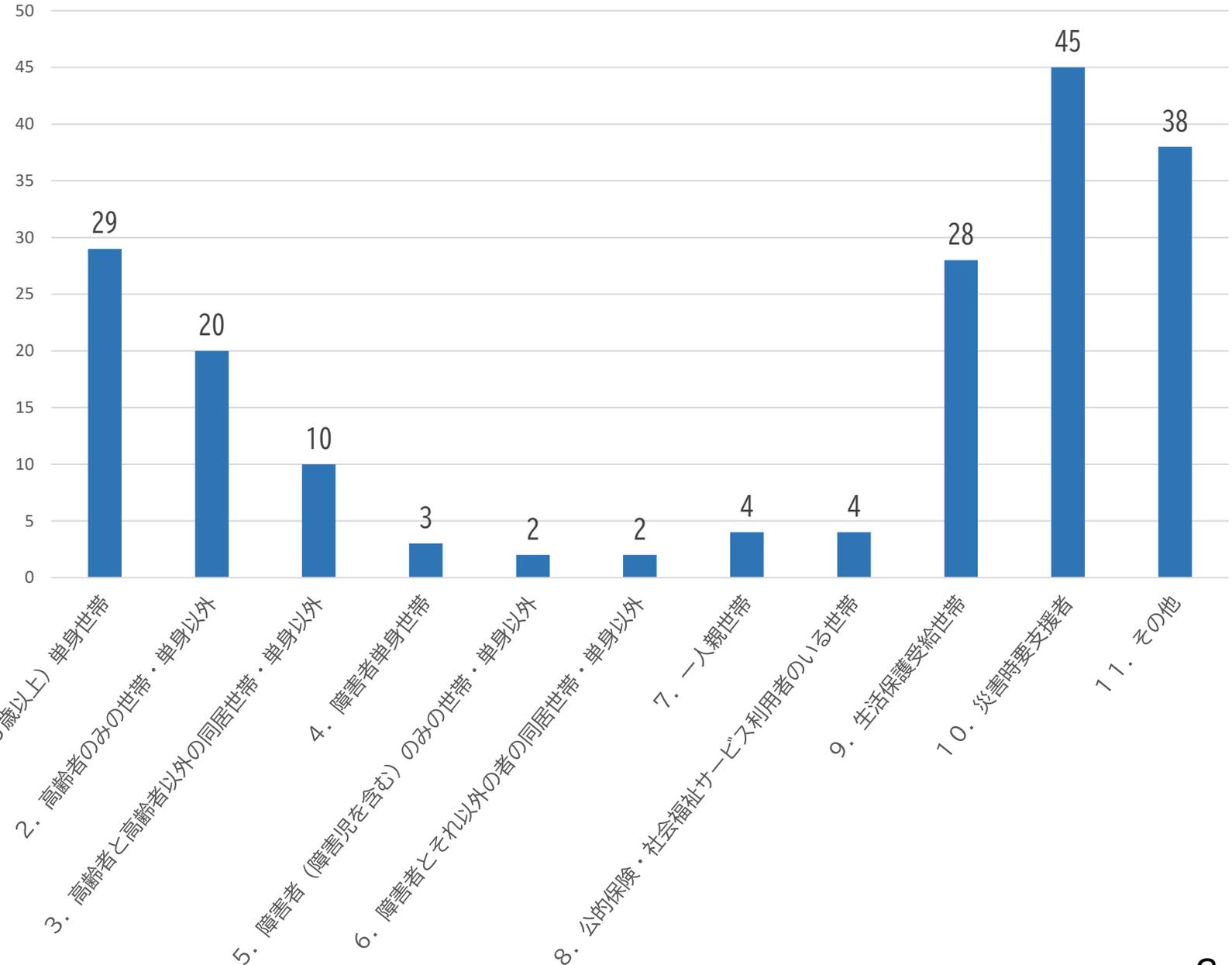
◆活動費

県補助金に上乗せしている市町村	県補助金単価と同額の市町村	県補助金単価を下回る市町村
57	6	0

3 民生委員に対する 個人情報提供状況に 関する調査(1)

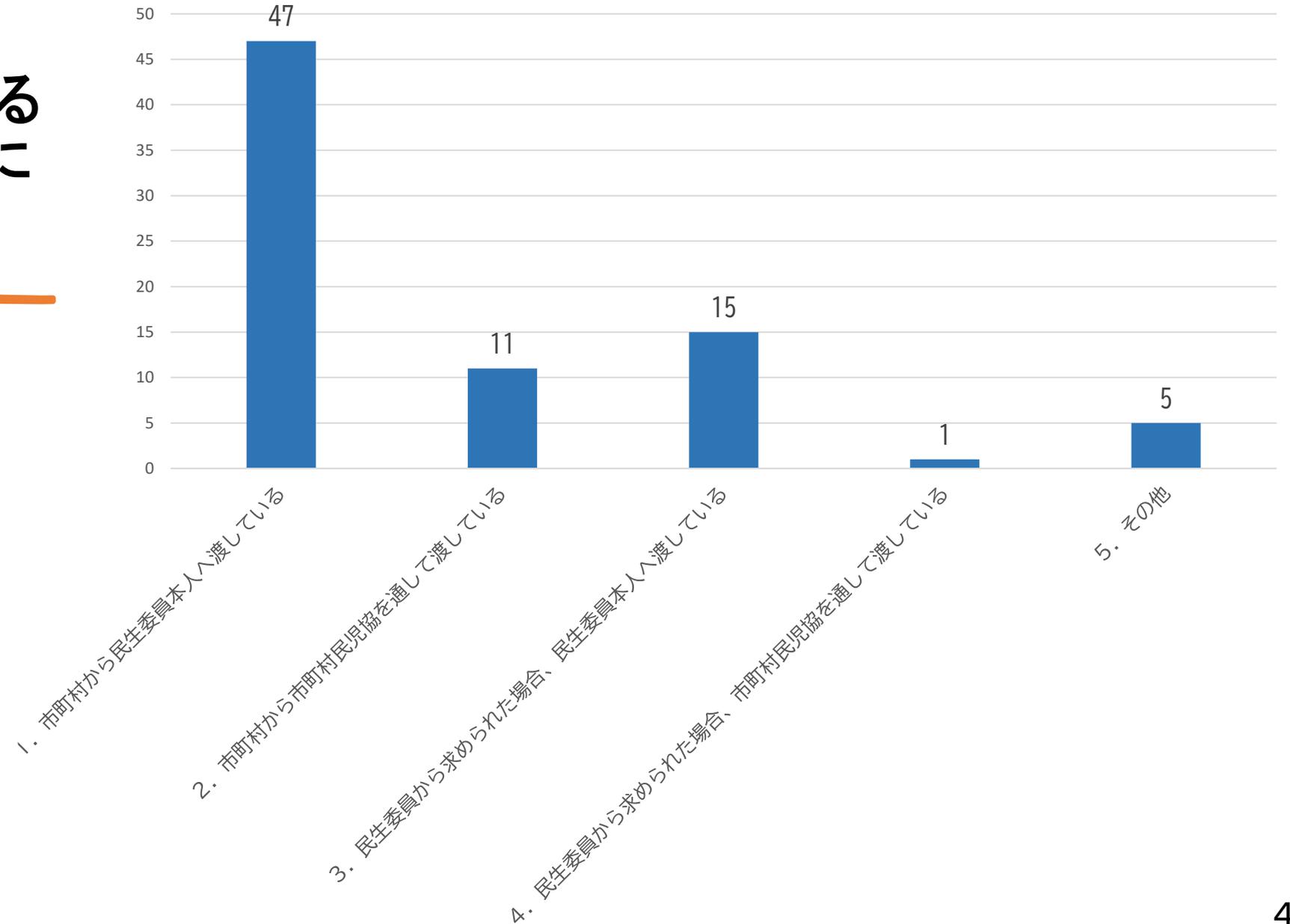
さいたま市を除く62市町村に調査。全ての市町村で民生委員に何らかの個人情報を提供していると回答

どのような個人情報を提供しているか



3 民生委員に対する 個人情報提供状況に 関する調査(2)

個人情報の提供手順



3 民生委員に対する個人情報提供状況に関する調査

(3) 個人情報を提供していない又は提供しない情報がある主な理由

訪問に必要最小限の情報のみ提供しているため

民生委員に提供する必要性が低いと考えるため

条例で禁止しているため

情報を提供することについて、本人から同意を得ていないため

漏洩の恐れがあるため

4 民生委員の推薦準備委員会について

◆推薦準備委員会を設置している市町村 6 / 62 (さいたま市除く)

設置根拠

- ・要綱、要領、内規により規定
- ・根拠なしの場合もあり

設置区域

- ・行政区ごと
- ・自治会、町内会ごと
- ・自治会連合会ごと
- ・地区民児協ごと

設置理由

- ・候補者の確保が困難なため
- ・推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため
- ・民生委員推薦会における推薦を円滑にするため
- ・地域をよく知っている自治会に候補者を推薦していただくため
- ・地域の中で適任者を選出できるため

設置してよかったこと

- ・推薦会の負担軽減、事務の効率化
- ・地域の実情をよく知っている候補者を選出できる
- ・欠員地区の自治会長を集め、まとめて説明できる
- ・様々な分野の委員から成り立っており、自治会の枠にとらわれず広い視野で候補者を選出可能
- ・常設することで途中退任にも迅速な対応が可能

推薦準備会の課題

- ・推薦会委員の高齢化
- ・自治会、町内会における負担が大きい
- ・長期間、候補者を選出されない行政区がある

4 民生委員の推薦準備委員会について

設置していない理由

- ・ 推薦会において候補者の審査が可能であり、適否を図れるため
- ・ 広域でなく、推薦会だけで対応できるため
- ・ 設置の要望がなく、必要性もないため
- ・ 人員体制が整わないため
- ・ 設置により委員選出や会議等の事務量が増えて負担になるため

〈推薦準備会を設置せずに、推薦体制が整っている市町村も〉

- ・ 各地区で推薦準備会に準じたものを自治会と相談して行っているため
- ・ 区長及び単位民児協の会長が適否を見極め、署名をしているため
- ・ 自治会から推薦いただき、事務局で面接を行っているため
- ・ 民生委員・児童委員は各地区の自治会長からの推薦であるため
- ・ 最も身近である町内会より候補者を推薦いただいているため

◇民生委員・児童委員の選任について◇

(平成22年2月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知) (抄)

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

- 3 推薦会準備会の設置 市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。